参考資料２－１

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下「条例」という。）第十一条の二に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）の認定等について定めるものとする。

（認定の申請）

第２条　支援組織の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第１号）及び同様式に記載する添付資料を知事に提出しなければならない。

（認定の決定）

第３条　条例第十一条の二に基づき知事が定める基準は、別紙のとおりとする。

２　知事は、前条の規定による申請があった場合には、別紙の認定基準に基づき審査を行うとともに、審査結果を付して、条例第十一条の二の規定により、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」の意見を聴くものとする。

３　知事は、支援組織の認定をしたときは認定通知書（様式第２号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（認定の公表）

第４条　知事は、支援組織の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

（支援組織の活動）

第５条　支援組織は、府を当事者の一方とする契約に応じようとする事業主から障害者等の職場環境整備に係る相談があった場合は、公平に応じるよう努めることとする。

２　支援組織は、前項に規定する相談に応じる又は府を当事者の一方とする契約に応じた事業主への障がい者等の職場環境整備に係る支援を行うに当たって、障がい者等及び事業主に金品などの対価を求めてはならない。

（認定事項の変更）

第６条　支援組織は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第４号）により、知事に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第７条　支援組織が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第５号）により、知事に届け出なければならない。

（報告）

第８条　支援組織は、知事から条例第十一条の二第三項に規定する報告を求められたとき又は当該支援組織の活動内容の改善等の指示があったときは、速やかに必要な対応を行わなければならない。

（認定の取消し）

第９条　知事は、支援組織の認定を受けた者が、条例第十一条の二第四項に規定するほか、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

1. 支援組織が、その営業を廃止又は休止したとき。

　（２）申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。

　（３）支援組織の活動を行うに当たって、不誠実又は不正な行為があったと知事が

認めるとき。

　（４）他の支援組織の活動等を妨害したとき。

　（５）支援組織が活動を行うに当たって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。

　（６）条例第十一条の二第三項に規定する知事からの求めに応じないとき。

　（７）その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。

２　知事は、前項の規定に基づき、支援組織の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書（様式第６号）により、当該支援組織に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（事務）

第10条 この要綱に関する事務の所管は、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 所管課 |
| 障がい者分野 | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
| その他、審議会への意見聴取等に関すること | 福祉部福祉総務課 |

附則

この要綱は、令和元年６月６日から施行する。